

平成26年 第5回

東京都教育委員会定例会会議録

日 時：平成26年3月27日（木）午前10時02分

場 所：教育委員会室

平成26年3月27日

東京都教育委員会第5回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第22号議案

平成26年度東京都教科用図書選定審議会の諮問事項について

第23号議案

平成26年度東京都教科用図書選定審議会委員の任命及び委嘱について

第24号議案及び第25号議案

東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

2 報 告 事 項

(1) 国際バカロレアの導入に向けた検討委員会 報告書について

(2) 都立国際高校における国際バカロレアのコースの入学選抜について

(3) 「都立学校における健康づくり推進プラン」について

(4) 平成25年度 児童・生徒の読書状況調査等の結果について

(5) 東京都公立学校教員等の懲戒処分について

(6) 平成26年4月1日付東京都公立学校長及び副校長の人事異動について

(7) 人事事項に係る損害賠償請求について

委員長	木村 孟
委員	遠藤 勝裕
委員	竹花 豊
委員	乙武 洋匡
委員	山口 香
委員	比留間 英人

事務局（説明員）	教育長（再掲）	比留間 英人
	次長	直原 裕
	教育監	高野 敬三
	総務部長	松山 英幸
	都立学校教育部長	堤 雅史
	地域教育支援部長	前田 哲
	指導部長	金子 一彦
	人事部長	加藤 裕之
	福利厚生部長	高畑 崇久
	教育政策担当部長	白川 敦
	教育改革推進担当部長	出張 吉訓
	特別支援教育推進担当部長	廣瀬 丈久
	全国高校総体推進担当部長	鯨岡 廣隆
	人事企画担当部長	粉川 貴司
（書記）	総務部教育政策課長	壹貫田 剛史

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【竹花委員長職務代理】 ただいまから、平成26年第5回定例会を開会します。

本日は、木村委員長が交通事情で遅れているため、到着まで職務代理者として私が議事を進めます。よろしくお願いいたします。

初めに、新しい委員の紹介でございます。内館氏の後任の委員として、平成26年3月13日付けで遠藤勝裕委員が就任されましたので御紹介いたします。遠藤委員から一言御挨拶をお願いいたします。

【遠藤委員】 御紹介いただきました遠藤でございます。3月13日付けで教育委員を承りました。よろしくお願いいたします。私は約30年日本銀行に勤めておりまして、その後、会社経営等をしておりまして、その間、経済同友会で国の礎は教育にありという問題意識をもちまして、教育問題委員会あるいは学校と企業の交流活動推進委員会といった組織の委員長、副委員長をこの10年ほどしておりまして、我々同友会の教育関係のメンバーは、教育の皆さんへのエールを送るという趣旨で、現場第一ということで学校等に訪問しておりました。そうした御縁もあって、現在は日本学生支援機構の理事長を務めておりまして、今後とも教育関係で今までの経験等を生かしながら精一杯務めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【竹花委員長職務代理】 ありがとうございます。

本日は、フジテレビ外9社、合計10社からの取材の申込みがございました。個人は、合計20名の傍聴の申込みがございました。また、フジテレビ外2社、合計3社から冒頭のカメラ撮影の申込みがございました。

許可してもよろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 —— それでは、許可いたします。入室してください。

日程以外の発言

【竹花委員長職務代理】 議事に入ります前に、申し上げます。

東京都教育委員会定例会においては、最近、議事を妨害する行為が行われ、当該行為を行った者に対して東京都教育委員会傍聴人規則第7条第1項に基づき退場命令を出さざるを得ない事態が生じており、誠に遺憾であります。

今後も傍聴人規則に違反する行為があり、一度注意を促しても、なお違反行為を行う場合には退場を命じます。特に誓約書の内容を守ることなく議事を妨害する行為を行い、退場命令を受けた者に対しては厳正に対処し、必要に応じて法的措置をとらせていただきますので、この点につき御留意ください。

なお、傍聴人が教育委員会室に入退室する際に、大声で騒ぎ速やかに着席しないと行った行為や、速やかに退室しないと行った行為も議事を妨害する行為に当たり、退場命令の対象となりますので、この点につきましても御承知おきください。

会議録署名人

【竹花委員長職務代理】 本日の会議録署名人は、乙武委員にお願いします。

前々回の会議録

【竹花委員長職務代理】 前々回平成26年2月13日開催の第3回定例会会議録につきましては、先日配布いたしまして御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認いただきたいと存じます。よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 ——
では、第3回定例会の会議録については御承認いただきました。

前回平成26年2月27日開催の第4回定例会会議録が机上に配布されております。次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認いただきたいと存じます。

では、非公開の決定であります。本日の教育委員会の議題のうち、第23号議案から第25号議案及び報告事項（5）から（7）については人事等に関する案件ですので非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 ——
では、そのように取り扱います。

委員長職務代理の指定

【竹花委員長職務代理】 次に、委員長職務代理の指定についてでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第4項により、委員長に事故等があるときは、あらかじめ教育委員会の指定する委員がその職務を行うと規定されております。

委員長職務代理については、第1順位の内館委員が平成26年3月12日をもって委員を退任されましたので、これまで第2順位を務めておりました私、竹花が第1順位となり、任期はそのまま引き継ぐこととして、平成26年9月30日まで務めさせていただきたいと存じます。

また、乙武委員に委員長職務代理第2順位をお願いし、任期は平成26年3月27日から平成27年3月26日までの1年間でお願いしたいと思っておりますが、いかがでございますか。—— 〈異議なし〉 —— それでは、委員の皆様の御了解をいただいたということで、私、竹花が委員長職務代理第1順位を務め、乙武委員に委員長職務代理第2順位をお願いすることとしたいと存じます。よろしくお願いたします。

議 案

第22号議案

平成26年度東京都教科用図書選定審議会の諮問事項について

【竹花委員長職務代理】 まず第22号議案、平成26年度東京都教科用図書選定審議会の諮問事項についての説明を、指導部長、お願いいたします。

【指導部長】 それでは第22号議案、平成26年度東京都教科用図書選定審議会の諮問事項についてでございます。この教科用図書選定審議会ですが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、いわゆる無償措置法によって毎年度設置することが義務付けられてございます。諮問する事項としては2にまとめてございまして、3点ございます。教科書の採択方針、調査研究資料について、それから都立の義務制

の学校における教科書採択についてという3点で、これについては例年と変わりございません。

これらを諮問する理由ですが、都立の義務教育諸学校において使用する教科書の採択、それから他の採択権者が行う教科書採択についての指導、助言又は援助を行うには、あらかじめこの教科用図書選定審議会の意見を聞く必要があるということが根拠で、その法令を4の(1)で示してございます。

これらの諮問事項を本日決定していただきましたら、4月1日に教科用選定審議会を設置して諮問をし、答申をいただく予定です。いただいた答申については、その都度、教育委員会に報告をする予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

【竹花委員長職務代理】 本件の説明について御意見・御質問はございませんでしょうか。特にございませんようでしたら、本件について原案のとおり決定してよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、本件については原案のとおり承認を頂きました。

報 告

(1) 国際バカロレアの導入に向けた検討委員会 報告書について

(2) 都立国際高校における国際バカロレアのコースの入学者選抜について

【竹花委員長職務代理】 次に報告事項(1)国際バカロレアの導入に向けた検討委員会 報告書についての説明を、教育改革推進担当部長、お願いたします。

【教育改革推進担当部長】 報告資料(1)と実際の報告書を御用意してございますので、併せて御覧いただければと思います。また、報告資料(2)についても国際バカロレアですので、できましたら、併せてお話ししてよろしいでしょうか。

【竹花委員長職務代理】 では、そのようにお願いたします。

【教育改革推進担当部長】 それでは報告資料(1)からまず御説明したいと思えます。この国際バカロレアの導入については、外部の有識者、それから国際高校の校

長先生をはじめ委員を招集して国際バカロレア導入に向けた検討委員会を昨年4月から設置して、何回かの議論を行い、その内容をまとめて、このたびこの報告書にまとめたところでございます。

A3判の資料を見ていただきますと、まず報告書の内容は、第1が国際バカロレアの概要、第2が国際バカロレアを巡る最近の動向、そして下の第3が国際バカロレアの導入に向けての3章構成になってございます。

まず左上段の第1ですが、ここで国際バカロレアがどういうものなのかを第1章で説明しております。御承知のとおり国際バカロレア機構は1968年にスイスのジュネーブに本部を置いて発足した非営利組織で、ここでプログラムを作成しており、この資格に合格すると、大学へ進学できるフルディプロマという資格を取ることができるということでございます。そういう内容について本文1ページから2ページに掲載してございます。

右側上段の第2章ですが、国際バカロレアの最近の動向はどうなっているかについて、教育再生実行会議等の提言などについてまとめております。文部科学省の方も現在、国際バカロレアは16校ですが、それを200校にしていこうともっておりますので、そのような国の動きなどについてまとめたものが3ページでございます。

次に第3章、国際バカロレアの導入に向けてですが、都立高校において国際バカロレアを導入する目的について5ページから記入しています。国際社会の様々な場面で活躍し得る人間を計画的に育成していく必要があること、都立高校の中で鍛えて、海外大学へ行って、世界から集まってくる学生と切磋琢磨^{せつさくたくま}していくことも必要ということで、海外の大学への進学資格が取得できる国際バカロレアの認定取得を目指していこうということでございます。

なお、この認定を目指す都立国際高校ですが、昨年の10月に国際バカロレア機構に対して候補校としての申請を行い、今年3月に無事、国際バカロレアの認定を目指す候補校と認められているところでございます。

次に、導入の基本的枠組みですが、都立国際高校において国際バカロレアの教育プログラムを実施する新たなコースを設置してまいりたいと考えております。募集人員の規模は1学年240人の内数として25人を募集してまいりたいと考えております。

対象とする生徒は、公立の中学校等に通っている生徒、海外から戻っている帰国生徒、それから外国人の生徒などを受け入れてまいりたいと考えております。

授業は、国語や日本史などを除いて原則英語で実施していきたいと考えております。ですから、英語で数学や理科の授業をできる日本人教員というスタッフに加えて、ネイティブの教育スタッフを活用して少人数で指導していければと考えております。

今後のスケジュールですが、平成26年度から希望生徒に対して一部の科目で英語による授業を実施してまいりたいと考えております。また、それに加えて、候補校になっていますので、認定を受けるための取得に向けた準備を進め、平成27年度には国際バカロレア認定の取得をするとともに、1期生の入学試験を実施させていければと考えております。この1期生は平成28年度からこの国際バカロレアの教育プログラムを学習して、平成30年には海外の大学へ進学してもらえればと考えているところでございます。

次に、教育目標は本文の6ページに記載しており、困難な課題に立ち向かうチャレンジ精神と行動力、そして使命感をもって社会に貢献できる人材を育成していく。また、高い知性と教養、国際感覚を兼ね備えた人材を育成することを掲げているところでございます。

右側を御覧ください。こういう人材を育成するために特色ある活動をしていこうと、そこに書いてあるような内容について学習させていこうと考えております。様々な教科を通じて、学んだ内容を活用して物事を多様な観点から考えられることが大事ではないかと思っておりますので、弁論大会とか様々な言語活動、ディスカッションなどを多く取り入れて、双方向での活動が多くできるような内容にしていきたいと思っております。

また、先ほど申しましたが、平成26年度から英語による授業を開始してまいります。現在国際高校に在籍している生徒に対して英語による授業の受講を希望する生徒を対象にして選択科目として実施してまいりたいと考えております。

また、国際バカロレアの教育プログラムによる授業は平成27年度から新たに設置するコースに入学した生徒を対象に、1年生から英語によるディスカッションなどを多

く取り入れた授業を実施して、2、3年生には国際バカロレアの教育プログラムによる授業を実施してまいりたいと考えております。

なお、そこに設置する科目の例を掲載しておりますが、教育課程がございますので、これは詳細を本文の方で見いただければと思います。お手元の報告書の13ページ、14ページを御覧いただければと思います。こちらに今検討している教育課程の編成モデルを示してございます。

1年生の枠と2年生、3年生というブロックになっております。まず1年生で、学習指導要領に定められている必修科目をほとんど学ぶように計画を立てているところでございます。

中ほどの太字の科目、例えば数学Ⅰ、物理基礎、化学基礎、生物基礎とございます。その他にも太字がございますが、これらは英語による授業を実施してまいりたいと考えております。

そのほか、2年生、3年生のブロックは、ほとんどがディプロマの授業を実施する内容で、具体的には御覧いただいている網掛けの部分で、ほとんど全部がディプロマの授業の内容になっております。

もう少し述べますと、左側に体育、保健がございます。その次が2段になっていますが、上段に文系を対象とした言語と文学、日本語とございますが、HLとはハイレベル、レベル的に高い内容を勉強するものになっております。

下段はSLとなっておりますが、これは標準的なものでございます。ここは理系型になっておりますので、数学はHL、ハイレベルというくくりになっております。

DP（ディプロマ・プログラム）で学ぶ内容と学習指導要領に定められた各教科・科目に重なる部分が非常に多くございますので、引き続きこの辺も検討して内容の整合性を図ってまいりたいと思っております。

また、国の方、文科省についても、この教育課程の内容について検討しておりまして、全国にこうしたら良いという例を出していただけるようなことも聞いているところでございます。

またお手元のA3判に戻って、一番下、入学者選抜に関する基本方針についてですが、これは先ほど申しました報告資料（2）で詳細を報告できればと思います。

以上が検討委員会報告書の概要でございます。

引き続き、報告資料（２）を御覧いただければと思います。ここに都立国際高校における国際バカロレアのコースの入学者選抜についてとまとめております。

まず左側は、先ほど御説明した都立国際高校における国際バカロレアのコース導入の目的、中段に育成すべき生徒像、これは先ほどの報告書で言う教育目標の内容に値します。それから御説明した特色ある教育活動をやっていく必要があるということで、ここでのポイントは右側で、そういう人材を育成するための入学者選抜に関する基本の方針をまとめてございます。

基本的な考え方としては、フルディプロマの取得を目指す強い意志や意欲を見てまいりたいと考えております。

もう１点は、必要な能力を様々な観点からきめ細かく見ていく必要があると思っております。特に必要な能力としては、何といたってもやはり英語運用能力であると考えております。それをはじめ、そこにごございます数学的な見方や考え方、こういうものを様々な観点から見たいと考えております。

それでは、どういう選抜方法を行うかということで、今言った能力を見るために、きめ細かく見きわめる入学選抜を実施してまいりたいと考えております。まず英語運用能力検査のポイントは、聞くこと、話すこと、読むこと、書くことの４技能について見ていきます。現在都立高校で実施している英語の試験では、聞くこと、読むこと、書くことはやっておるのですが、話すことまでは検査しておりません。しかし、この国際バカロレアのコースに入る生徒には話すことも重要な観点ですので、そういうことについても見てまいりたいと考えております。

そのほかについては、数学は、数学的素養は論理的なことを考える上で大前提と考えておりますので、この内容のテストもやっていきたいと思っております。

また、小論文、個人面接、集団討論という形でやればと思っております。

この英語運用能力検査を除く選抜方法の使用言語としては、受検者が英語又は日本語いずれかを選択できるようにしてまいりたいと考えております。

選抜の実施時期及び対象とする生徒は、４月入学及び９月入学の２回予定しております。４月に入学する生徒については１月の時点で、推薦選抜と同じ日程でやって

いければと思っております。

先ほども申しましたように、中学校卒業見込みの生徒、海外から帰国した生徒、それから外国人の生徒を対象にして、国際バカロレアのコースが第1志望という生徒を対象に選抜していければと思っております。

また9月入学生徒対象については7月に実施する予定となっております、同じように海外帰国生徒、外国人の生徒で、やはり国際バカロレアを第1志望とする生徒を対象にしたいと思っております。

最後に左下の今後の予定ですが、国際バカロレアのコースについては、都内の中学生、その保護者に御理解いただくために、国際バカロレアを紹介したリーフレットを3月中に作成して、4月新年度が明けたところで中学3年生に配布できるように、今準備をしているところでございます。また、5月には平成27年度の入学者の選抜日程を公表して、6月までに、やはり検査問題、どんなものが出るかはお子さんも不安だと思いますので、モデル問題などを出すとともに、出願に必要な書類を公表してまいりたいと考えております。

さらに、9月には入学者選抜方法の詳細について、これは例年やっている都立高等学校入学選抜実施要綱などの中に入れて公表し、10月に先ほど申し上げた募集区分ごとの募集人員の公表をしてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

【竹花委員長職務代理】 報告事項(1)、(2)、バカロレアに関する説明を一括して受けました。今の御説明について御意見・御質問等がございますればお願いいたします。

【乙武委員】 この国際バカロレアに関しては大変期待しておりますし、また国際バカロレア目的でなくても、ここのプログラムで行われる教育内容は非常に素晴らしいもので、英語^{うんぬん}云々を抜きにしても、いずれ全ての高校でこういう教育内容に変遷していけば良いと思っております。

内容に関して2つ御質問させてください。1点目は、報告書の13ページ、14ページの実際の教育内容、編成で、先ほど御説明いただいたハイレベル、スタンダードレベルのHL、SLについては英語表記が分かったのですが、もう2点ほど分からないア

ルファベット表記がありまして、1つはLL演習、もう一つはTOKがどういう内容かを教えていただけますでしょうか。

【都立高校改革推進担当課長】 LL演習に関しては英語でございまして、リスニングとかスピーキングといったものを中心にやるものでございます。

TOKは、日本語では知識の理論と訳しております。これは多分に哲学的な内容を含むもので、そもそも知識とは何ぞや、知ることとはどういうことかという、学習することの意味を学ぶ科目でございます。

【乙武委員】 それぞれ何の略でしょうか。

【都立高校改革推進担当課長】 TOKはセオリー・オブ・ナレッジ、LLはランゲージ・ラボラトリーでございます。

【乙武委員】 2点目ですが、入学者選抜についてです。対象とする生徒のところ、日本の中学校に通う生徒、それから海外帰国生徒、外国人生徒という3つの区分が書かれているのですが、240人の1学年のうち25人を募集するということですが、この25人の内訳として、さらに日本の学校に通う生徒が何人、海外帰国が何人、外国人生徒が何人という内訳は設けるのか設けないのか。もし設けないのだとすれば、選抜した結果、能力的に、また意欲全て勘案したときに、全員が外国人生徒になってしまったということもあり得るのかどうか、お聞かせください。

【教育改革推進担当部長】 入学選抜については、先ほどの募集枠、10月に募集区分を示しますので、そこで具体的に何名ということは分けて、やはり公立の中学校などの生徒と外国人の生徒と一緒に勉強するという事は非常に大事なところだと思いますので、枠を付けていく予定でございます。

【乙武委員】 私もその方が良かったので御質問しました。ありがとうございます。

【委員長】 大変失礼しました。警備と事故で大変な渋滞に巻き込まれてしまって遅参いたしました。申しわけございません。

では、引き続き議論を続けますが、いかがでございましょうか、この件についてそのほかに何か。どうぞ。

【山口委員】 私も幾つか質問したいのですが、もしかしたら以前にも説明があっ

たのかと思うのですが、ちょっと忘れているのかもしれませんが、やはりこの制度を成功させるためには指導する側が非常に重要になってくると思うのです。この制度導入の中で、今後国際バカロレアを専門に指導していく教員の養成については、今のところ特に説明がなかったような気がするのですが、何か計画があるのかどうかを教えてくださいたいことが1点です。

それから選抜方法について、やはり国際バカロレアを取得するためには非常に高い学力が、もう中学校時点でも恐らく必要になるかと思うのですが、この選抜方法を見ると、英語の能力が非常に重要視されている。それは授業についていくということもあると思うのですが、実際にそれだけで本当に大丈夫なのかと。数学的な、あるいは他の科目の試験も行わない状態で大丈夫なのかという不安が1点ありますので、その辺についてのお考えを聞かせていただきたいと思います。

【教育改革推進担当部長】 教員の養成の部分は、今年度も研修センターで国際バカロレアはどういうものなのかを学ぶ研修をし、さらに興味・関心をもった教員の方々を対象とした研修を行っているところでございます。

また、実際にそういう中から来年度の教員など、国際バカロレアをやりたいという教員を選抜しているところでございます。その後も、実は国際バカロレア機構の研修がございまして、そこに行って勉強をする形になっております。やはり日本でやっている手法とやり方が違うところがございます。どちらかというディスカッション、双方向でやりますので、そのやり方などを勉強しながら国際バカロレアの授業をやっていくようになっております。

それから選抜方法ですが、先ほど報告資料(2)で示しておりますが、やはり英語が非常に重要ということで、そこに重きを置いておりますが、学力検査では、数学は実施する予定でございまして、これも今考えているところでは、通常の中学生在が受けるのではなく、グループ学力検査問題を作成している進学重点校のような学力検査問題を考えてみたいと思っております。

あと小論文などについては、こういう中で社会的なこと、理科学的なことも入れた小論文などを考え、能力を見ていければと考えているところでございます。

【山口委員】 これは3年生のときに統一試験を受けて合格できるかどうかという

ことがあると思うのですが、全員が受かればすばらしいと思うのですが、例えば試験に漏れてしまった生徒が日本の大学に進学したいというときに、すんなりと移行できるようなカリキュラムになっているのかも1点教えていただければと思います。

【教育改革推進担当部長】 カリキュラムとしては、やはり国際バカロレアの内容が強く出ておりますので、一般試験に対しては、例えばセンター試験などに対する勉強は、ちょっと別立てでやらないと難しいところはございます。

ただ、現在、AOなどの推薦入試等もございますので、そういうところでは発表する能力などが非常に求められておりますので、そのような選抜試験で入学していくことは可能ではないかと思っております。

また国の方でも、現在、来年度から筑波大学等は、この国際バカロレアの資格を取った生徒を対象とした選抜試験を導入していくとか、大学も動いてきているところですので、それが更に広がっていくことを期待しながら、国とも調整してまいりたいと考えております。

【山口委員】 その辺りのところは、恐らく入学してくる生徒あるいは保護者にも、もしかしたら丁寧な説明を事前にされるのが良いかと思えます。

【教育改革推進担当部長】 ありがとうございます。

【遠藤委員】 今の山口委員と重複するかもしれないのですが、今、国の方の関係では、国際バカロレアの上のレベルの大学生以上について、日本の学生を海外にどんどん出そうということで、これは私どもの仕事でやっていることなのですが、残念ながら10年前に比べると、海外に飛び立とうという日本人の学生が半減しております。それで、今それを増やすための手立てをいろいろ講じているのですが、意見としては、高校生段階からこういう国際バカロレアをどんどん拡大して行って、更に上のレベルに上げていくということを是非やっていただきたいと思えます。

質問で、今我々は大学生以上について取り組んでいるのですが、非常にネックは親の問題なのです。子供を積極的に海外に出していこうという意欲、子供の内向き指向ということがありますが、一方で家庭の問題としても、なかなか出したがらないというようなことが大学生レベルでは起こっています。この保護者の不安をどう解消す

るのかと。さっき山口委員からもお話がありましたが、こういうことがこの子供の人生にプラスになるのですよというようなことをどういう形で説明していくかということが大切と。

そして、事前のマーケットリサーチと言うのも変ですが、この国際バカロレアの導入に当たって、ある程度このようなものを導入したら、どれぐらいの子供たちが応募してくるかというようなりサーチというようなことはやっていたのでしょうか。

【教育改革推進担当部長】 外国人の生徒などの人数は調べておりますし、英語能力などですと、英検2級ぐらいを取得している中学生がどのくらいいるか、その辺の数字などを調べて人数を決めておりますが、多分その辺で英語ができる子供たちがいると考えております。

また、一つが、今グローバル人材の育成のため、次世代リーダー育成道場で海外に高校生を留学させております。それもかなり人気がございますので、そういう面でも、やはり国際バカロレアについても認知していただけるのではないかと考えております。

【遠藤委員】 ありがとうございます。

【竹花委員】 初めての取組で、非常に迅速に準備が進められていると思います。今、遠藤委員のお話にもございましたが、当座、来年4月から始める生徒の試験は来年1月になりますね。

【教育改革推進担当部長】 そうでございます。

【竹花委員】 その試験の中身とか評価方法とか、様々な配慮をどのように考えていくかは、今後更に検討をなされていくのであらうと思いますが、やってみたら圧倒的に外国の方が多くて、日本の子供たちはもう箸にも棒にもかかりませんでしたということではどうなるだろうとか、いろいろな心配があるわけですが、やってみないと分からないという側面もあって、やってみたら良いわけですが、今、遠藤委員がおっしゃったように、いろいろな考え方もった保護者も子供自身もおられると思いますので、少し前広にいろいろな情報を提供するというを繰り返し丁寧にやっていただくことをお願いしたいと存じます。

私もよく知りませんが、この国際バカロレアで勉強することは、基本的には海外の

大学で入学試験に受かることを目標にしてやるのだらうと思いますので、私はその海外の大学がどんな試験をやるのかは考えたこともないので、全く分からないのですが、事務方は少し分かっていますか。

【教育改革推進担当部長】 海外の大学、アメリカとか様々なところがございますが、この国際バカロレア機構が24点から45点の間でジャッジをしてくれるわけですが、ほとんどその点数だけで受かってしまう海外の大学もございます。そのほかに資料としてこういうものを出してくださいというところもございますので、その辺はきめ細かい進路指導をしていかなければいけないと思っています。大学によって、国によって若干そこが統一されておられません。ただ、この国際バカロレアの点数をもっていうことがかなり一つの資格になっておりますので、それで入っていけるような状況になっております。

【竹花委員】 日本の他の公立あるいは私立で、国際バカロレアのコースをもっているところが既に10とか20あるわけですね。

【教育改革推進担当部長】 1条校、学校教育法で定められているところは6校で、あとインターナショナルスクールが多くございますので、その生徒はいます。

【竹花委員】 その子供たちも保護者も、考える素材として、そして今までの我が国における国際バカロレアでの教育を受けた方々がどういう進路をたどっているかについても、できる限り情報を収集して皆さん方に考えていただくことが大事だろうと思いますので、その点も含めてよろしくお願ひしたいと思うんです。

もう1点は指導部にお伺ひしたいのですが、この教科の内容を見ると、本当に法令で示している学習指導要領に基づいた授業と言えるのかどうかについてはちゃんとした検討がなされているのでしょうか。

【教育改革推進担当部長】 私からでよろしいですか。その辺は今、国などともすり合わせをして、履修漏れなどにならないようにしているところです。また、国は今国際バカロレア認定校を200校に増やそうとしておりまして、これは他府県からも、教育課程をどうしたら良いか分からないという話が出ておりまして、国も教育課程については早い段階でどうしたら良いかを示していきたいと言っております。具体的に申しますと、木村委員長も一緒に出ている会などでそういう話が出ておりますので、

その辺は国と調整をとりながら履修漏れなどがないようにしてまいりたいと考えております。

【竹花委員】 ありがとうございます。それは一度きちんと整理して、私たちに分かるように説明をしてほしいと思うのです。というのも、これだけ大胆な課程の組み方ができるとすれば、現在の東京都立の高校の在り方についても、もっと大胆に見直しができる可能性が生じてくると思います。

個々に皆さん方の御説明の中で、この国際バカロレアの教育目標とか、特色ある教育活動が書いてありますが、これは今我々が都立学校にやってほしいことと大体同じことが書いてあるのです。英語の授業をやるかやらないかぐらいが差で、しかし、にもかかわらず、こういうことを掲げて国際バカロレアで外国の大学を受けようと思うと、これだけ違う授業になるということについては、我々ももう少し認識しておきたいと思います。

そして、今の都立高校の授業の在り方についても、やはり見直しをする良い機会を提供することになると思うのです。教育改革推進担当部長に質問せず指導部に答えてほしいと思ったのは、そういう関心をもってこの国際バカロレアの高校の推移を見てほしいという趣旨でございます。指導部長の見解を求めたいと思います。

【指導部長】 国際バカロレア以外の高校教育の内容については、当然のことながら学習指導要領に基づいて行うわけですが、その学習指導要領においても、ここで国際バカロレアが目指す論理的な思考力とか表現力とか判断力は、各教科あるいは総合的な学習の時間などで、それぞれで育てることになっておりまして、根底に流れるものは共通する部分があるかと思えます。

指導部としては、この国際バカロレア以外の教育の内容については、学習指導要領の改訂の趣旨が子供たちに指導できるように、これからも当然、改善を図っていくということで考えております。

【竹花委員】 例えば今の授業の内容について御説明のあった13、14ページにスタンダードのものとか、どこの部分は少し高いレベルの授業にしろとかいう分け方があったりします。こういうやり方も、都立高校の中でももう少し活用できるのではないかという気もするのですが、そういう点について指導部長はいかが思われますか。

【指導部長】 この国際バカロレアと全て100%一致するとは限りませんが、高校においては数学あるいは英語といった教科を中心に、いわゆる習熟度別の少人数指導というようなことで進めてきておりますので、国際バカロレアの方の検討状況を踏まえつつ、現在でもそういう習熟度別指導でそれぞれの子供たちに合ったレベルを設定して指導しているところでございます。

【竹花委員】 分かりました。くれぐれもお願いしたいと思うのですが、既存のやり方がベストであって、国際バカロレアはそれはそっちでやってくれというスタンスではなくて、国際バカロレアでやっていることの意義とか特徴とか、そこで取り入れるべきものがあるかどうかなどについても、指導部として十分な関心をもって対処していただくようお願いいたします。以上です。

【乙武委員】 今回の点に関連して、私も竹花委員のお考えに大賛成で、これから教育課程に、指導要領から逸脱しないものであれば、大胆な改革が他でもできるのではないかというお考えに大賛成です。

というのも、やはりここで目指している教育内容が、ほかの都立高校でも今目指すべきものではないかということなのですが、そういう意味では、先ほど山口委員の御質問の回答にあった、この国際バカロレアの専門の研修があるので、そこで教員の養成もしっかり行っていく予定だという御回答があったのですが、教育委員会事務局からもその研修に出て、そこでどんな研修をしているのかをしっかりと学んで、それをほかの教員の研修でも何か生かせる部分はないかと、ただ教員を送り込むだけではなくて、今一般の教員の研修を担当している方にも是非受けていただけると、何かまた新しい知見が得られるのかなと御提案したいと思います。

【委員長】 今回の件は、どうですか。

【教育改革推進担当部長】 その研修については、組立てなどをしていかなければならないので、事務局側も入って、一緒に勉強しながらやっております。

【乙武委員】 よろしく申し上げます。

【委員長】 私も国のIB——インターナショナルバカロレアの委員会に所属しておりますので、二、三申し上げたいと思います。私も一委員として、文部科学省はできるだけ早くIBを実施するために必要な学習内容と現在の我が国の学習指導要領を

突き合わせるべきではないかという要求をしております。

インターナショナルに限らず、フレンチバカロレアもそうですが、要するに考えさせるというところをものすごく強調しています。知識の吸収については、日本は何年の何学期までにこういう知識を習得しなければならないということを規定していますが、バカロレアタイプではそのような決め方はやっていません。知識の吸収については、どちらかというと自分でやりなさいという指導をしており、考える力を養い、全体のコンセプトを捕えさせるという方式です。私は、日本の学習指導要領にそのようなことを持ち込むことはさほど難しくないだろうと思っています。

以前にも申し上げたと思いますが、自然系科目については日本と余り変わらないと思います。出題されている問題は日本の大学の入試の問題と同種類のものです。ただ、数学について言いますと、ベクトルとか空間などは我が国では入っておりませんので、それらについては学習指導要領を拡充する必要があります。ということで、自然系は問題ないのですが、問題は文系で、歴史、芸術、文学は、日本の現行の学習指導要領は相当膨らませなければいけないと思います。それが1点です。

それから、先ほど遠藤委員がおっしゃった保護者の問題についてコメントしたいと思います。JSPS、学術振興会とアメリカのNSF、ナショナル・サイエンス・ファウンデーションとの間でジョイントのシンポジウムを開催したことがあります。その時にある非常に有名な学者が非常に興味ある発表をしました。アメリカにはジュニア・イヤー・アブロードという、3年生のときに学生を外国に出す非常にポピュラーで、多くの学生が参加するプログラムがあります。このプログラムに参加するのはほとんどホワイトアングロサクソンで、ヒスパニック、アジア系の参加率は極めて少ないというデータが出されました。その理由として、これらのエスニックグループでは、ファミリータイと言いますか、家族との結び付きが非常に強いので、外国へ1年も出るということに対してかなり抵抗があるのではないかと、先ほど遠藤さんがおっしゃったことと全く同じことを言っておられました。その辺は少し我々で啓もうしていく必要があるのではないかと思います。

それから、竹花委員が御指摘になった外国の入試の件ですが、もう英国、アメリカなどでは日本でやっているような独自試験というか個別試験はやっていませんね。英

国はAレベルという国の試験、これは易しい問題から難しい問題までを広範に網羅した試験ですが、これと校長先生の推薦書、それから日本で言う通知表、これは日本の通知表とは比較にならないぐらい詳しいものですが、それと先生のコメントとインタビューで選抜をしています。そういうことですから、国際バカロレアが入っていくスペースはたくさんあると思います。

アメリカでも、私の知る限り、日本のような2次試験、ああいう試験をやっているところはないと思います。

以上が私のコメントですが、よろしゅうございますか。———〈異議なし〉———前半の部分はお聞きできませんでしたが、以上については大変御熱心な御議論を賜りましてありがとうございました。この両件、報告事項(1)、(2)についてはいずれも報告として承ったということにさせていただきます、次へ進みます。

(3) 「都立学校における健康づくり推進プラン」について

【委員長】 報告事項(3)「都立学校における健康づくり推進プラン」についての説明を、都立学校教育部長、よろしくお願いします。

【都立学校教育部長】 A3資料の左を御覧いただきたいと思います。健康づくり推進プランですが、都立学校の全ての教職員が健康課題を総合的に理解し、組織的で具体的な取組が可能となるよう、体系的な計画として策定しております。

その下の2にあるとおり、現行の計画は平成16年度に策定しました。当初、平成22年度までを計画期間として、下の黒丸印にあるような内容を盛り込んでおりましたが、その下の二重丸にあるとおり、平成25年度に関連計画である東京都保健医療計画、あるいは東京都健康推進プラン21の改定が行われたこともあり、当初の計画期間を平成25年度まで延長して実施してきたところでございます。

この間、その上の二重丸のところにあるように、平成21年度には新型インフルエンザの発生、それから後ほど説明しますが、心の健康の問題、それからアレルギーによる事故等の課題が生じたため、今回それらを盛り込んで健康づくり推進プランを改定するものでございます。

改定に当たっては医師会、学校歯科医会、学校薬剤師会、いわゆる三師会に加えてスクールカウンセラーや学校長、養護教諭など専門家を入れた検討委員会で中身を検討してまいりました。中身について現行の計画の基本的、中核的な事業は継続し、当初目的を達した事業は終了する一方で、先ほど申し上げたような新たな健康課題を新規事業として盛り込んだものでございます。

一番下の実施期間ですが、東京都の健康推進プラン21と合わせて平成26年度から10か年の計画として、中間の5年経過時点で見直しを実施するものでございます。

右側の概要ですが、1の基本理念の記述は現行の基本理念と同じで、先ほども申し上げたとおり、学校における健康づくりの考え方は変わらないということで、下の二つの囲みにあるとおり、児童・生徒が健康について自ら考え判断し行動できる実践力の育成、健康的な生活習慣の確立（生涯にわたる健康の基礎づくり）の時期であるということでございます。

2の施策の体系図ですが、三つの方向性と18の施策ということで、これも現行の計画と基本的に同じですが、ⅠからⅢそれぞれの項目も18の施策について、先ほどのような考え方をもとに、基本は継続しつつも新たな課題を盛り込んでございます。

1枚めくって、今回改定の中でポイントとなった事項として4つ御紹介します。まず1点目、食物アレルギーや運動中の突然死の防止です。食物アレルギーについては、下のグラフにもあるとおり、近年割合が非常に増加しております。その中で平成24年12月にはアレルギーによる死亡事故も発生してございます。

以前も教育委員会に御報告しましたが、エピペンの使用とか、このような形の組織的な対応をきちんとするというのを今回のプランでは織り込んでおります。

また、その下のAEDについては平成19年度に各学校に設置しましたが、1か所だけではなかなか運動中のとっさの場合に対応できないということもあって、平成25年度には複数配置を行いました。当然配置するだけでは駄目ですので、AEDの使用法を含む心肺蘇生法の実技講習をどんどん充実して、いざというときにきちんと対応ができるようにということを盛り込んでおります。

その下、心の健康づくりも、グラフを御覧いただきますと、折れ線グラフは自殺者の総数となっておりますが、こちらは減少傾向にあるわけですが、残念ながら棒グラフ

である小中高生については横ばいとなっております。

このような中で心の健康について非常に多様な、この上の説明にあるような状況があるものですから、これも以前の機会に個別の施策としては御説明しておりますが、スクールカウンセラーの活用など、専門家を活用して、それぞれが連携して対応していくということを記載してございます。

右上の虐待関係もグラフにあるとおり、このグラフは児童相談所への相談の対応件数を載せていますが、増加傾向にございます。そのような中、こちらも江戸川区で虐待死の事件が起きたときに、やはり関係機関の連携が不足しているのではないかとの指摘がなされております。

各学校がそれぞれの関係機関、具体的には学校、児童相談所、警察、区役所等と連携を図って定期的に情報共有をする、あるいは緊急時にはどのような具体的な対応を行うのかという体制をきちんと構築していくべきであるというようなことでございます。

4点目の新型インフルエンザ等でございます。先ほども申し上げたとおり、平成21年度には新型インフルエンザが流行し、近年では平成24年、風疹がございました。このようなことを踏まえて、現行の学校健康危機管理マニュアルをきちんと改訂して、このような事態が生じたときに速やかに対応できるような体制を構築していくべきとさせていただきます。

そのほかの事項についても、基本的に、まずは現状の課題を認識して、その中から施策の方向性を示し、具体的にどのような取組をするかというように本文は構成されております。

ただ、一番の課題は、健康づくりについて、ふだんはなかなか意識できない、それから形だけはあるけれども、なかなか中身が伴わないという課題があることは事実でございます。これから、形づくりはもちろん、内容の充実を図るために各学校と私どもで連携をとって施策を進めてまいりたいと考えております。

簡単ですが、御説明は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。いかがでございましょうか、ただいまの説明に対して何か御意見・御質問等ございますか。

2 ページ左上の参考データはパーセントで書いてあるけれども、件数も入れていただくと分かりやすいと思うのですが、いかがでしょうか。

【都立学校教育部長】 申し訳ございません、そのような形で直させていただきます。

【委員長】 ほかによろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、この件については報告として承ったということにさせていただきます。

(4) 平成25年度 児童・生徒の読書状況調査等の結果について

【委員長】 次は報告事項(4)平成25年度 児童・生徒の読書状況調査等の結果について、説明は地域教育支援部長、よろしくをお願いします。

【地域教育支援部長】 報告資料(4)で調査結果について御報告させていただきます。この調査は、東京都子供読書活動推進計画(第二次計画)に基づいて行った調査でございます。

この計画の概要について資料左側に記載してございます。計画期間は平成21年度から平成25年度、基本方針としては、各学校における組織的な取組の徹底、乳幼児のいる家庭への啓発・支援の促進として、特にこの二次計画では未読者率の半減を数値目標に掲げて取組を進めていこうということでございます。

この未読者率は、※印に書いてございますが、1か月の間に1冊も本を読まなかった児童・生徒の割合を示し、この未読者率を減らすことを数値目標に掲げてこの計画を進めてきてございます。

こういう数値目標の状況を見るために、この計画では隔年で調査をすることになっておりまして、今回の調査結果については直近の平成25年度の調査結果を踏まえて、この計画の進捗について明らかになったところでございます。

調査結果については中ほどを御覧ください。まず児童・生徒の未読者率で、計画では一応小2、小5、中2、高2で数値を設定して未読者率等について調べてございます。調査は全学年でやっているのですが、半減という目標については、小2では半減を達成してございます。あと小5で3.6ポイント、中2で10.2ポイント、高2で16.0

ポイントということで、全体的には未読者率としては大きく改善してございます。

改善した理由としては、下にも書いてございますが、学校全体で読書活動について取組を進めている学校が増えたことによるのではないかと考えております。

特に高校は元々少し数値が高かったのでポイントの改善は大きいのですが、読書活動重点支援校の指定とか、図書館でつくった啓発資料を私どもで作成して配布するという取組をかなり進めて、また未読者率が高い学校には、職員が直接出向いて学校関係者と話をしたりもしております。

それから小・中学校ですが、特に小学校は元々未読者率が低い中で半減しているということで、良い数字を出すことはかなり難しいところですが、実際この読書に関しては、区市町村でも東京都の計画を踏まえて、ほとんどの区市では計画をつくって、学校、公立図書館を含めて相当細かい対応をしております、そういう細かい対応、地道な取組がこの未読者率の低下につながっていると考えております。

ただ、もちろんまだまだ課題もございまして、右側の本を読まなかった理由ということで出ているのですが、小学校、中学校、比較的本を読む層でも「読みたい本がない」、「本に興味がない」というようなことが課題になっております。

それから、未読者率の高い中学校3年から高校については、受験とか部活ということが出てくるので、「時間がない」ということになって未読者率が高いというような状況でございます。

その下の未読者を取り巻く環境ということで、これも非常に当たり前のことですが、調査では「本を読んでもらったことがある」とか「本を読んであげたことがある」というような環境にある子供たちについては未読者率が低く、逆に本を読んでもらったことがないというような子供については未読者率が高いと出ております。この調査からは、学校だけではなくて、特に家庭でのそういう読書環境が必要だということが数値的にはっきり出ているということでもあります。

今後の対応ですが、左側に書いてございますが、この計画自体は、元々国が平成13年に子どもの読書活動の推進に関する法律を定め、これに基づいて国、地方公共団体がこういう計画をつくることになっておりまして、国では既に平成25年、去年の5月に三次計画を閣議決定してございます。この計画は従前の計画を踏まえたような計画

になっているのですが、国でも東京都の未読者率と類似の不読率というものを目標設定して計画を進めることを今やっています。

私どもとしては、二次計画については平成25年度、今年度で終了しますので、国の動向とこれまでの取組を踏まえて、引き続き学校、図書館、家庭と連携しながら、読書活動については推進していきたいと考えてございます。

今後の予定ですが、来年度早々検討を開始して、8月に中間まとめを出して、10月には三次計画として策定していきたいと考えてございます。

参考ですが、本文については添付してございます。説明は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。いかがでございましょうか、ただいまの説明に対して何か御意見・御質問はございますか。

【遠藤委員】 この本の中には電子媒体の電子書籍等も入っているのでしょうか。

【地域教育支援部長】 一応電子媒体も入っていて、本文の6ページに書いてございます。「読んだ本の中に電子書籍はありましたか」という調査をしているのですが、それほど多くないという印象です。

【遠藤委員】 この取組を是非進めていただきたいのですが、私はこの10年ほどずっと公立の中学校に授業に出かけておりまして、10年ほど前、江東区の中学校でクラスの落ちつきがないのを防ぐためにと、朝15分から20分読書の時間というものを設けて、それが大分成果を上げつつあるという時期だったのですね。そういう取組をしている学校が少なかったのですが、最近非常に増えてきて、東京都のこういう取組の成果かと思うのですが、先々週、新宿区のある中学へ行って先生に伺ったら、もうほとんどの中学で読書の時間を設けているということだったので、こういう取組は具体的な形で、例えば最初の江東区でやっていたときは、先生はもう子供たちに、漫画でも良いから朝、とにかくじっと座って開いてくれ、開かせるということから始めたということなんですね。それから次に本の中身、活字のあるものを読ませていくということになったようなんですね。

我々がもう一つ注目していることは、読書率は小中高レベルで上がってくるのですが、先だってあるいは御覧になったかと思いますが、大学生協が調べたところ、大学生になるとこの読書率が急に落ちるのですね。なぜ落ちるのか、大学に入ってほっと

してしまって、もう本なんか読まなくてもいいやということなのではないかと考えられます。

ただ、我々経済人が社会に出たときに、本を読まない社会人はものすごく多い。何が不足しているかという、ビジネスの社会ではいわゆるリベラルアーツの不足なんですね。本を読まない結果、リベラルアーツがものすごく低下しているということなので、せっかく小中高と頑張っただけでここまで来たものが、その次の段階で落ちないようということに、我々はこれから取り組まなければいけないかと。この段階ではこれで良いのですけれどもね。

それから、この問題とは違うかもしれないのですが、私は電車に乗っていて最近痛感することは、電車の中で本を読んでいる子供はほとんどいないですね。みんなスマホを見ているというようなレベルになっているので、その辺は教育の問題では、家庭の問題だと思うのですが、この読書率との相関関係みたいものは出てくるのではないかと考えていて、こういう取組をするときに、そういうものも含めて考えていく方が良いのかなと、ちょっと意見です。

【地域教育支援部長】 先ほども少し御説明しましたが、特に小・中学校でこれだけ低い未読者率になっているということは、やはり区市町村が相当努力して、更に図書館と学校も連携して、さっきの朝読書の時間などもほとんど全ての学校で行われているような区市町村もございます。そういう努力は数値としては確かに非常に出ているのですが、これが中学から高校になると、読まない子もだんだん増えていくということがあって、その辺は正に課題であると考えております。

ただ、いずれにしてもこういう計画を地道につくって、小学校段階から繰り返し語り掛けることで、大人になっても少しでもこういう習慣が残るのではないかと考えておりますので、私たちとしてはそういう地道な取組をとにかくやっていきたいとは考えております。

【乙武委員】 読書に関しては、やはり図書館、図書室の役割も非常に大きいのかなと考えております。最近いろいろな公立の小中高校を勉強していると、なかなか改革が進んでいるところが多くて、例えばもう指定管理者のようなところを定めて、プロの会社に運営を任せているところもあれば、地域に開いてしまって、学校の本を地

域の方々にも貸し出しているようなところもあったりと、なかなか面白い改革をしているなど感じました。

それぞれ目的というか効果も違ってくるとは思うのですが、この第三次東京都子供読書活動推進計画を策定していくに当たっては、併せて図書館をどのように改革していくかという話もしっかり盛り込んでいただけたらと感じております。

【地域教育支援部長】 もちろん区市の方では、やはり区市の公立図書館が非常に大きな役割を果たしています。この調査でも36ページで公立図書館のサービスの内容等について触れております。今委員のお話にあったように、現在でもかなりいろいろな取組をしておりますが、これも引き続き新しい計画の中でより一歩でも二歩でも進んだ計画について盛り込めるように努力したいと思います。

【委員長】 ありがとうございます。ほかにございませんか。

報告資料（４）の真ん中の調査結果の下の欄のパーセンテージは何ですか。上はずっと未読者率で話が来ているのに、学校全体の読書活動推進に向けた取組では、未読者率になっていないようですね。

【地域教育支援部長】 説明不足で申し訳ありません。これは教育課程の「指導の重点」で学校として読書活動について重点的に取り組みますと明記している学校が、平成21年度から平成25年度までにこのように増えたということです。

【委員長】 分かりました。高校レベルでこの４年間に非常に大きく増えたということですね。

【地域教育支援部長】 はい、最初は読書について「指導の重点」としては余り取り上げていなかったということです。

【委員長】 ありがとうございます。よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 —— それでは、この件も報告として承ったということにさせていただきます。

参 考 日 程

（１）教育委員会定例会の開催

４月１０日（木）午前１０時

教育委員会室

(2) 教育施策連絡協議会（区市町村教育委員会対象）

4月10日（木）午後1時30分

都庁第一本庁舎5階大会議場

(3) 教育施策連絡会（学校（園）長対象）

4月14日（月）午後1時30分

中野サンプラザ

【委員長】 それでは教育政策課長、今後の日程をよろしく申し上げます。

【教育政策課長】 次回定例会は4月10日木曜日、午前10時より、ここ教育委員会室で行われる予定となっております。

それから区市町村教育委員会を対象とした教育施策連絡協議会も同日の4月10日木曜日、午後1時30分より、都庁第一本庁舎5階大会議場で行う予定でございます。

さらに学校長、それから園長を対象とした教育施策連絡会を4月14日月曜日、午後1時30分から、中野サンプラザにおいて行われる予定となっております。

以上でございます。

【委員長】 日程等はよろしゅうございますか。それでは以上といたしまして、これから非公開の審議に移ります。

（午前11時18分）